

令和8年度固定資産税（償却資産）申告の手引き

1 固定資産税（償却資産）の申告について

（1）対象者

毎年1月1日現在で償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、その資産について所定の事項を1月31日までに設置している市町村長へ申告することとなっています。

（2）提出書類

- ① 傷却資産申告書
- ② 種類別明細書
- ③ 課税標準の特例が適用になる資産については、その該当する事実を証明する書類
- ④ その他参考書類

（3）提出期限

申告書の提出期限は、令和8年2月2日（月）です。

（4）資産所在地、住所、氏名又は名称が変わった方

変更前の資産所在地、住所、氏名又は名称及び異動年月日を申告書の「備考」欄へ記載してください。

（5）不申告又は虚偽の申告をされた場合

過料や不足税額に加え、延滞金を徴収することがありますので提出期限までに必ず申告してください。

（6）電子申告を検討されている方

eLTAX（エルタックス・地方税電子申告システム）による申告も受け付けています。導入、操作及び入力方法等については、eLTAXホームページで御確認ください。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

（7）その他

- ① 申告内容などにおいて、不明な点がありましたら係まで御連絡ください。
- ② 電子申告事業者は、（6）のeLTAXホームページを御確認いただき、入力及び申告をお願いします。

2 傷却資産申告書の記載方法等

（1）傷却資産の範囲

固定資産税の課税対象となる傷却資産の範囲は、概ね次のとおりです。

- ① 土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形減価傷却資産。
- ② その減価傷却額又は減価傷却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される性格のもの。（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）
- ③ 遊休未稼働であっても事業のために使用できる状態にある資産。
- ④ 簿外資産、傷却済資産で現に事業のために使用している資産。
- ⑤ 建設仮勘定として経理されている資産で、その一部が1月1日までに完成し、事業のために使用されている資産。

※ただし、次の資産は除きます。

- ア 無形固定資産（特許権・ソフトウェア料）
- イ 自動車税、軽自動車税の課税客体となる車両
- ウ 少額の減価傷却資産
 - ・耐用年数が1年未満のもの、取得価額が10万円未満のもので一時に損金へ算入されたもの
 - ・取得価額が20万円未満で税務会計上、3年間で一括傷却しているもの

(2) 債却資産の例

- ① 構築物……………門、塀、舗装道路、太陽光発電設備の周囲に設置するフェンス、ネオン等
- ② 機械及び装置…………モーター、プレス機、冷凍装置、太陽光発電設備、その他機械及び装置等
- ③ 船舶……………ボート、釣り船等
- ④ 航空機……………飛行機、ヘリコプター等
- ⑤ 車両及び運搬具……………自転車、リヤカー、キャタピラを有する自動車等
- ⑥ 工具、器具及び備品…机、イス、パソコン等

(3) 非課税とされる資産

地方税法第348条の規定に該当する資産は、固定資産税が課税されません。
なお、当該資産については、別途書類を提出していただく場合があります。

(4) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法349条の3及び本法附則第15条各項に該当する資産については、固定資産税が軽減されます。
なお、当該資産については、別途書類を提出していただく場合があります。

(5) 債却資産申告書の記載要領

- ① 「債却資産申告書」には、1月1日現在におけるすべての資産の価額について記載し、「種類別明細書」には、令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加・減少した資産について記載してください。
- ② 本年度初めて申告される事業所については全資産の申告をしてください。

(6) 「債却資産申告書（債却資産課税台帳）」の各欄の記載のしかた

「1 住所【納税通知書送付先】、電話番号」	納税通知書送付先及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。
「2 公簿上の住所又は所在地」	1住所【納税通知書送付先】と公簿上の住所等が相違している場合は記載してください。
「3 氏名」	氏名を正確に記載してください。法人の場合は代表者名及び屋号も併せて記載してください。
「4 公簿上の生年月日又は設立年月日」	個人の場合は生年月日、法人の場合は設立年月日を記載してください。
「5 個人番号又は法人番号」	個人番号又は法人番号が空白の場合は記載してください。
「6 事業種目、資本金又は出資金の額」	事業種目を具体的に記載してください（例えば「自動車部品製造業」等）。2以上の事業を行う場合には、それぞれ記載し主たる事業種目に○印を付してください。また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額を記載してください。
「7 事業開始年月」	本町において事業を開始した年月日を記載してください。
「8 この申告に応答する者の係及び氏名、電話番号」	この申告に応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。
「9 税理士等の氏名、電話番号」	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
「10 短縮耐用年数の承認」	国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を☑してください。「有」に該当する場合は「承認通知書」の写しを添付してください。
「11 増加償却の届出」	税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を☑してください。「有」に該当する場合は、「届出書」の写しを添付してください。

「12 非課税該当資産」	非課税に該当する資産の有無について該当する方を☑してください。 なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。
「13 課税標準の特例」	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を☑してください。
「14 特別償却又は圧縮記帳」	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法又は所得税法の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を☑してください。償却資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められていません。
「15 税務会計上の償却方法」	税務会計上の償却方法について、該当する方を☑してください。
「16 青色申告」	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方を☑してください。
「17 市（区）町村内における事業所等資産の所在地」	本町における事業所等資産の所在地を記載し、自己所有家屋又は借家へ☑してください。なお、事業所等資産の所在地が1か所だけでその所在地が「1 住所【納税通知書送付先】」と同一の場合には、本欄の記載の必要はありません。
「18 借用資産」	借用資産の有無について該当する方を☑してください。 なお、借用資産がある場合には貸主の名称を記載してください。
「19 資産に増減なし」	申告対象年度内に資産の異動が無い場合は☑してください。
「20 該当資産なし」	該当する償却資産がない場合は☑してください。
「21 転出・廃業・解散・その他」	該当がある場合は☑及びいづれかを○で囲った上、異動年月日を記載してください。
「22 備考（添付書類等）」	次のような事項を記載してください。 ①「短縮耐用年数承認書の写」「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称。 ②償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したこと、その他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度。 ③前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等。 ④納税管理人を定めている場合は、その者の住所氏名。
「取得価額」	「前年に取得したもの(イ)」には、令和7年度償却資産申告書の「(イ)－(ロ)+(ハ)」の欄の額を記載してください。また「前年中に減少したもの(ロ)」「前年に取得したもの(ハ)」には種類別明細書に記載した、減少資産、増加資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。「計(ニ)」には算式により算出した額を記載してください。
「※評価額(ホ)」	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記載が必要です。この場合、全資産申告の場合は種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の「価額(ハ)」の合計額と同じになります。
「※決定価格(ヘ)」	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記載が必要です。この場合、償却資産申告書の「評価額(ホ)」の合計額と同じになります。
「※課税標準額(ト)」	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記載が必要です。この場合、種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の「※課税標準額」の合計額と同じになります。

(7) 「種類別明細書（全資産用・プレ申告用）」の各欄の記載のしかた

本年度初めて申告される場合は、全資産記載してください。

所有者名			1枚のうち		令和X年度 種類別明細書（全資産用・プレ申告用）														
芳賀 太郎			1枚目												申告書等送付番号 2222222				
行番号	異動区分 (1)(2)	資産の種類 (3)(4)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月 (5)(6)	元日取得 (7)	(8) 取得価額 (8)(9)		(10) 耐用年数 (10)(11)	(11) 減価残率 (11)(12)	(12) 価額		(13) *課税標準の特例 率 コード		(14) *課税標準額		増減事由 (15)	摘要
								01	1			1		自動車用充電	2	X X X			
02	1	5		車両	5	X X X		3,500,000	4								1		
03	1	6		ノートパソコン	25	X X X		1,800,000	4								1		

コード	異動区分
1	増加
2	減少
3	訂正

コード	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

コード	増減事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	売却
4	滅失
5	移動
6	その他

異動により全て減少した場合、取得価額に「0」を記載し、摘要に減少前の取得価額を記載してください。

「申告書等送付番号」	償却資産申告書に記載されている番号を記載してください。 なお、本年度初めて申告される場合は記載する必要はありません。
「所有者名」	氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書（全資産用・プレ申告用）」について、2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。
「異動区分」	1から3の内、該当する異動区分コードを記載してください。
「資産の種類」	1から6の内、該当する資産の種類コードを記載してください。
「資産の名称等」	資産の名称及び規格等を記載してください。
「数量」	資産の数量を記載してください。対象資産の増減がある場合は、増減後の数量を記載してください。(例: 5個のうち2個減少した場合は「3」と記載してください。)
「取得年月（年号・年・月）」	資産を取得した年号及び年月を記載してください。年号について、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記載してください。
「元日取得」	元日（1月1日）に取得された場合は「1」と記載してください。
「取得価額（イ）」	償却資産を取得するため通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するため直接要した費用を含む。）を記載してください。また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。なお、対象資産に異動があった場合は、異動後の取得価額を記載し、異動前の取得価額を摘要へ記載してください。
「耐用年数」	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く）に掲げる耐用年数を記載してください。なお、中古資産について、見積耐用年数による場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数による場合はその耐用年数を記載してください。
「増減事由」	1から6の内、該当する増減事由コードを記載してください。

「摘要」	<p>次のような事項を記載してください。</p> <p>①非課税又は課税標準の特例が適用される資産は、その摘要条項（例：地方税法第349条の3第1項）。</p> <p>②卸販売資産等、地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産は、その摘要条項と売り主の名称等。</p> <p>③耐用年数の変更があった場合には、その旨の表示。</p> <p>④短縮耐用年数を適用している資産は、その旨の表示。</p> <p>⑤増加償却を行っている資産は、その旨の表示（例：増加償却割合50%の場合50%）。</p> <p>⑥異動区分が「2 減少」の場合、減少前の取得価額及び数量。</p>
------	---

(8) 「種類別明細書（増減資産用）」の各欄の記載のしかた

令和7年中に新品取得又は中古品取得等により受け入れた資産や、既に申告済の資産のうち令和7年中に売却又は滅失した資産について記載してください。なお、資産の異動が無かった場合、「種類別明細書」は提出不要です。また、コンピューター入力に用いるため、丁寧に記載してください。

所有者名			1枚のうち	令和X年度 種類別明細書（増減資産用）										0003 申告区分 処理方式 申告書等送付番号 99999999		
芳賀 太郎			1枚 目	行番号	異動区分	資産の種類	物 件 番 号	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月 (年号 年 月)	元 日 取 得 (年号 年 月)	取 得 価 額 (千円)	耐 用 年 数	申 告 年 度 (年号)	増 減 事 由 (年号)	摘 要 (年号)
01	1	1		看板	1	X	X	X	1	500	000	10	1	1		
02	2	2		油圧ショベル	0	X	X	X			0	5	3	3	10,000,000円（減少前数量1）	
03	1	6		金型	1	X	X	X			600	000	2	1		

コード

1	増加
2	減少
3	訂正

コード

1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

コード

1	新品取得
2	中古品取得
3	売却
4	滅失
5	移動
6	その他

異動により全て減少した場合、取得価額に「0」を記載し、摘要に減少前の取得価額を記載してください。

「申告書等送付番号」	償却資産申告書に記載されている番号を記載してください。
「所有者名」	氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書（増減資産用）」について、2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。
「異動区分」	1から3の内、該当する異動区分コードを記載してください。
「資産の種類」	1から6の内、該当する資産の種類コードを記載してください。
「資産の名称等」	資産の名称及び規格等を記載してください。
「数量」	資産の数量を記載してください。対象資産の増減がある場合は、増減後の数量を記載してください。（例：5個のうち2個減少した場合は「3」と記載してください。）
「取得年月（年号・年・月）」	資産を取得した年号及び年月を記載してください。年号について、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記載してください。
「元日取得」	元日（1月1日）に取得された場合は「1」と記載してください。

「取得価額」	償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）を記載してください。また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。なお、対象資産に異動があった場合は、異動後の取得価額を記載し異動前の取得価額を摘要へ記載してください。
「耐用年数」	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く）に掲げる耐用年数を記載してください。なお、中古資産について、見積耐用年数による場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数による場合はその耐用年数を記載してください。
「増減事由」	1から6の内、該当する増減事由コードを記載してください。
「摘要」	次のような事項を記載してください。 ①非課税又は課税標準の特例が適用される資産は、その摘要条項（例：地方税法第349条の3第1項） ②割賦販売資産等、地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産は、その摘要条項と売り主の名称等。 ③耐用年数の変更があった場合には、その旨の表示。 ④短縮耐用年数を適用している資産は、その旨の表示。 ⑤増加償却を行っている資産は、その旨の表示（例：増加償却割合50%の場合50）。 ⑥異動区分が「2 減少」の場合、減少前の取得価額及び数量。

提出期限	令和8年2月2日（月）
提出先	〒321-3392 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地 芳賀町税務課資産税係
電話番号	028-677-6078
F A X	028-677-2716